

# 「結婚の自由をすべての人に」名古屋高裁判決についての弁護士声明

2025年3月7日

「結婚の自由をすべての人に」訴訟愛知弁護士  
「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護士連絡会

## 1 はじめに

名古屋高等裁判所民事第3部（裁判長裁判官片田信宏、裁判官山本万起子、裁判官三橋泰友）は、本日、「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟において、本件諸規定は、同性カップルが法律婚制度を利用することができないとの区別をしているものであり、この区別は、個人の尊厳の要請に照らして合理的な根拠を欠く性的指向による法的な差別取扱いであって、憲法14条1項及び同24条2項に違反するとの判断を下した。

## 2 「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上の性別が同性である相手との婚姻を望む原告（控訴人・上告人）らが、婚姻を異性間のものに限り、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）は、憲法24条等の保障する婚姻の自由を侵害するものであり、また、憲法14条1項の保障する法の下での平等に反する不合理な差別であって違憲であると主張し、憲法に違反する本件諸規定の改廃を怠った国に対し、婚姻することができないことによって被った精神的な損害の賠償を求める訴訟である。

本訴訟は、2019年に全国5か所の裁判所で提起されたものであり、愛知訴訟では、法律上男性どうしのカップルである2名の原告（控訴人）が、本件諸規定の違憲性を訴えており、原審の名古屋地裁でも違憲判決が下されていた。本判決は、札幌高裁、東京高裁及び福岡高裁で立て続けに出された違憲判決に続く、4件目の高裁における違憲判決である。

## 3 判決の概要と意義

本日の名古屋高裁判決（以下「本判決」という。）は、同性カップルが法律婚制度を利用できないことは、個人の尊厳の要請に照らして合理的な根拠を欠く性的指向による法的な差別取扱いであり、国会に与えられた立法裁量の範囲を超えるものとして、憲法14条1項及び同24条2項に違反するとの憲法判断を示した。国家賠償を求める請求自体は棄却されたが、法律婚制度を利用できないこと自体が違憲であるという判断を下した点について、地裁判決よりも前進しており、高く評価できる。

本判決は、まず、性的指向は自らの意思で選択や変更はできないことを認め、婚姻により両当事者が人的結合関係を形成することは、法律婚制度ができる以前から行われてきた人間の本質的営みであり、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であると指摘した。そして、人間が社会的存在であり、人格的生存には社会的に承認が不可欠であることからして、そのような人的結合関係を社会的に承認されること自体も個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であるとした。

そのうえで、本件諸規定が、異性間の人的結合関係についてのみ法律婚制度を定め、同性カップルが法律婚制度を利用する規定を全く設けていないことは、少なくとも現時点において、婚姻制度の制定については国会の裁量であることを踏まえても、なお、合理的な根拠を欠く差別的取り扱いであり、立法裁量の範囲を超えており違憲であるとした。そして、その理由として、同性カップルが法律婚制度を利用することとしても具体的な弊害が生じるとは言い難いにもかかわらず、法律婚制度を利用できない同性カップルは、様々な法的利益や社会的利益を享受することができないという不利益を被っていること、婚姻そのものに個人の尊厳と結び付いた本質的価値があることから、法律婚制度の本質的価値を享受することができないことにより個人の尊厳が損なわれているという不利益を受けていること等を挙げている。特に、本判決が、同性カップルが共同して子を養育する場合が一定数存在するとしううえで、同性カップルが法律婚制度を利用できないことにより、パートナーだけでなく、そのカップルが養育している子に対し、その生命・身体・福祉に深刻な問題が生じうると指摘したことは注目に値する。

さらに、パートナーシップ制度等、法律婚制度以外の制度では解消しきれない不利益が存在することを極めて具体的に認定し、逆に、同性カップルに法律婚制度を認めたとしても弊害は想定し難いとした。また、そのように現行の法律婚制度を同性カップルに適用するための具体的な方法として、嫡出推定制度や生殖補助医療制度等に言及しながら、同性婚の法制化により身分関係に混乱が生じることはないとした。加えて、同性婚の法制化は、戸籍制度の重大な変更をもたらすものでもないとし、法律婚とは別制度を設ける場合とは異なり、法改正にあたり、膨大な立法作業が必要になるとは言えないとした。この判示部分は、国会がその気になれば直ちに法改正が可能であることを、司法から厳しく指摘したものと言える。

他方で、本判決は、本件諸規定を違憲とする判断内容が統一されておらず、最高裁の判断が示されていないことから、現時点ではなお国会賠償法上違法とはいえないとも判示した。これまでに6つの地裁判決、3つの高裁判決で違憲との判断がなされていることも踏まえ、最高裁の判断がでるまでは国会に立法の猶予を認めるかのような判断ともいえ、不当であると言わざるを得ない。

#### 4 おわりに

婚姻により保障される利益を、財産的な利益としてのみ捉えることは誤りである。愛知訴訟の原告（控訴人）らだけでなく、他の地域の原告（控訴人・上告人）

ら、さらに法律上同性同士との婚姻をすることができない全国の当事者にとって、愛する者の命にかかわる状況に配偶者という法的資格をもって関わるすることができないことが、いかに切実な問題であるかは、いくら強調してもし足りない。婚姻の自由と平等の実現は、喫緊の課題である。

法律上同性同士のものが婚姻できないことについて、一連の「結婚の自由をすべての人に」訴訟では本判決を含め9件の違憲判決が出されており、唯一の合憲判決も将来的に違憲となりうることを指摘している。立法府の裁量権を尊重し、裁判所が現行法令に対し違憲判決を下すこと自体が非常に珍しいわが国において、全国の裁判所がこのように立て続けに違憲判決を下していることは極めて稀な状況である。それほどまでに違憲性が明白であることを示しており、司法による立法府に対する警告である。国会はいつまでも「注視」という名目で放置し続けるのを今すぐ改めるべきである。

特に、本判決では、法制化にあたっては、現行民法の諸規定である「夫婦」を「婚姻の当事者」に変更するなど、膨大な立法作業は必要にならないと指摘している。国会は、立法により人権を保障する国家機関としての役割を果たし、一刻も早く本件諸規定を改正しなければならない。

今月25日には、大阪高裁においても判決言渡しが予定されている。大阪高裁には、違憲判決であることは当然、さらに踏み込んで立法を積極的に促す内容となることを期待する。

我々弁護団は、全国の原告や婚姻を願う当事者、そして応援してくださる皆さまとともに、婚姻の自由と平等を必ず実現する。引き続き、ご支援を賜りたい。

以上